資料編

策定方針

平成 30 年 5 月

1 計画策定にあたって

総合計画は、市町村が総合的かつ計画的で効率的な行財政運営を図るため、まちづくりの目標である将来像を掲げ、これを実現する諸施策を明らかにするものです。本市においては、これまで四次にわたる総合計画を策定し、その計画に基づき各種施策・事業を推進してきました。

平成 23 年に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、総合計画の基本部分となる基本構想の法的な策定義務がなくなりましたが、本市では、大阪狭山市自治基本条例第22条第1項において、「市長は、市政運営の指針となる総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行うものとする。」と規定しています。また、同条第2項において、「市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめその計画に関する情報を市民に提供し、広く市民が参画できるよう努めるものとする。」とするなど、市民参画の重要性を明示しています。市民参画について本市の総合計画を振り返ると、第三次総合計画では人づくりをテーマに施策・事業を展開し、第四次総合計画では人を生かしてまちづくりを実践する計画を進めてきました。これらの実績を踏まえ、第五次総合計画では地域の特性を生かして地域の人がまちづくりを進める段階にきていると考えられます。

一方、本市を取り巻く環境は、社会経済情勢の変動、地方自治に関連する法制度の改定など、大きく変化しています。また、近隣の市町村において人口減少が進むなか、子育て支援施策の充実などにより、本市の人口は横ばいの状態にあるものの、高齢化の進展に伴う医療費や介護給付費等といった社会保障費の増加、地域コミュニティの担い手の不足、これまでに整備してきた社会インフラの老朽化への対応など、持続可能なまちづくりを進めるにあたって、さまざまな課題があります。

第四次総合計画は、2年後に目標年度の平成 32 年度を迎えようとしており、まちづくりを取り巻く環境の変化に対応した新たな計画の策定が求められています。このため、現計画の実績と課題を明らかにした上で、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できる計画を、大阪狭山市自治基本条例の趣旨に則り、市民と行政が協働し、第五次大阪狭山市総合計画として策定します。

2 計画の概要

(1)計画の役割と位置づけ

この計画は、大阪狭山市自治基本条例に基づき策定します。長期的な展望に立ち、本市の将来像の実現に向けた取組みを進めるための指針とします。

(2)計画期間

2021 年度(平成 33 年度)を初年度とし、2030 年度(平成 42 年度)を目標年度とする 10 カ年計画とします。

(3)計画の構成

①体系別計画

○基本構想　本市の長期的なまちづくりの基本方向を示すもので、将来像、人口フレーム、都市構造・土地利用など 10 年後のまちの姿を掲げます。

○基本計画　基本構想に掲げるまちの姿を実現するための施策を体系的に示し、施策を構成する具体の取組内容を記載します。今後の社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、必要に応じて5年を目安に見直しを行います。

○実施計画　基本計画に記載する取組みを構成する事業の内容や実施時期を記載します。計画期間は 3 年間とし、毎年度見直しを行います。

②地域別(中学校区別)計画

市の施策全般をその体系に沿って取りまとめた従来の「体系別計画」に加え、より地域の実情に沿ったまちづくりを進めるため、新たに「地域別(中学校区別)計画」を策定します。

3 計画策定の基本方針

本市が進める「市民との協働によるまちづくり」を基本とした計画策定とするため、より多くの市民参画と市職員の積極的な参画により、計画策定に取り組みます。

(1)市民の参画による計画づくり

まちづくり市民会議や各種アンケート調査、タウンミーティングなどさまざまな手法を取り入れ、市民と市民、市民と行政が協働して計画づくりに取り組みます。市民参画のまちづくりを推し進めるため、市民、事業者の役割についても引き続き明らかにします。また、市内各地域の特性や課題に応じたまちづくりを、市民主体できめ細かく取り組むための指針として、新たに地域別(中学校区別)計画を策定します。

(2)職員の参画による計画づくり

職員提案制度の活用をはじめ、計画策定プロジェクトチームへの市職員の主体的な参画により、全庁的な体制で計画策定に取り組みます。また、業務における総合計画の積極的な活用及び職員意識・資質のさらなる向上をめざします。

(3)社会潮流に対応した計画づくり

社会経済情勢や行財政状況の変化、市民ニーズの多様化などを踏まえた、実現性と実効性の高い計画づくりに努めます。

(4)効率的・効果的なまちづくりを実現する計画づくり

限られた経営資源を有効に活用するため、施策連携、組織連携を図り、効果的・効率的な事業展開を実現する計画づくりをめざします。

(5)わかりやすく活用できる計画づくり

成果指標の見直しにより、市民と行政が目標を共有し、政策や施策の達成度を測りつつ、まちづくりを進めることができる、誰にとってもわかりやすく、活用できる計画とします。

4 計画策定体制

(1)総合計画審議会

総合計画審議会は、市長の諮問機関として、公募市民、学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想案及び基本計画案について調査・審議・答申を行います。

(2)総合計画策定委員会

総合計画策定委員会は、副市長、教育長、部長級により組織し、基本構想案及び基本計画案について最終的な調整を行うなど、庁内案として意思決定します。また、部会を設置するなど、円滑な事務の遂行を図ります。

(3)総合計画策定プロジェクトチーム

総合計画策定プロジェクトチームは、課長級以下の職員により組織し、基本構想原案及び基本計画原案を検討します。

策定フロー

第五次総合計画策定の推進体制

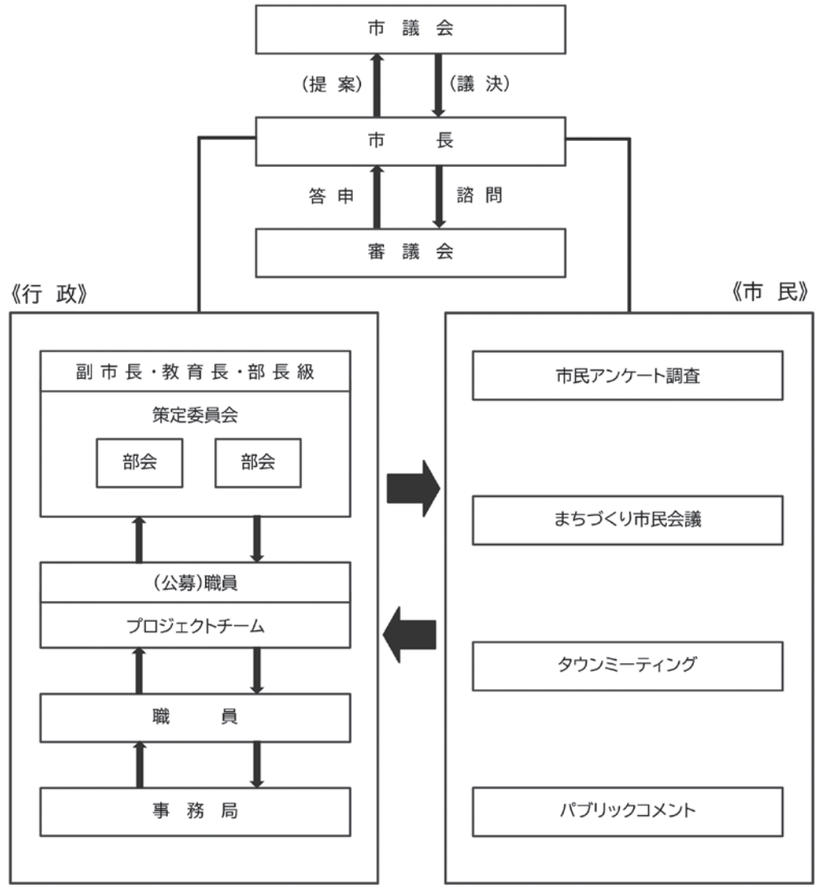

市民参画による計画づくり

1 まちづくり市民会議の設置

まちづくり市民会議では、ワークショップやまち歩きなど全8回のプログラムを実施し、地域の「活用すべき資源」や「解決すべき問題」などを洗い出すとともに、まちの将来像についてそれぞれの思いや考えを話し合っていただきました。

第五次総合計画においては、地域別（中学校区別）計画を新たに策定することも踏まえ、主に中学校区ごとに実践していきたい取組みと、これを支える行政への期待などを提言書として取りまとめていただきました。

まちづくり市民会議委員　　（各中学校区で五十音順、敬称略）

狭山中学校区	南中学校区	第三中学校区
上田　幸男	浅野　齊	大北　純輝
大西　圭介	小川　生美子	小松　茂美
尾﨑　聖磨	奥田　はるか	酢谷　貢
西野　榮一	梶田　凌	辻　信夫
花田　全史	川島　一恭	辻　八重子
政木　進久	菊屋　英一	中井　義文
真弓　喜代教	俵　益生	南　七海
山村　正則	夏目　幸子	宮崎　俊三
	橋本　巖	安光　正美
	針田　美子	
	東留　博孝	

オブザーバー（まち歩き）
上甫木　昭春 （大阪府立大学名誉教授） 大阪府立大学大学院生

2 団体アンケート調査

主要関係団体を取り巻く社会動向や市民ニーズについてアンケート調査を実施しました。

○実 施 時 期：平成 30 年 12 月
○有効回収率：65.9%

3 小学生・中学生アンケート調査

次代を担う世代の参加を進めるため、市立小学校 6 年生と市立中学2年生を対象にアンケート調査を実施しました。

【小学生アンケート】
○実 施 時 期：平成 30 年 12 月
○有効回収率：96.2%

【中学生アンケート】
○実 施 時 期：令和元年 6 月
○有効回収率：100%

策定フロー

4 市民意識調査

新しい時代におけるまちづくりの課題や行政サービス及び施策などの方向性を抽出する基礎資料とするため、市内在住の 16 歳以上の市民 3,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

○実 施 時 期：令和元年 5 月
○有効回収率：38.3%

5 高校生ワークショップ「大阪狭山市まちづくりみらい会議」

大阪狭山市の未来を担う高校生に、若者目線によるまちの魅力や課題の再確認を行いながら、魅力を活かしたまちづくりのアイデア、課題解決に向けてすべきことなどを話し合ってもらいました。

○実施時期：【1日目】令和元年 7 月 19 日
　　【2日目】令和元年 7 月 22 日
○場　　所：大阪府立狭山高校　グローカルルーム
○参 加 者：【1日目】11 名、【2日目】11 名（3年生・2グループ）

6 意見交換会

第五次総合計画を策定するにあたり、市民協働・市民参画を基本とした取組みを進めるため、「まちづくり市民会議」による提言書等を踏まえ、主に地域のまちづくりについて広く意見を聴取し、計画に反映することを目的として開催しました。

○実施時期：令和2年2月1日
○場　　所：市役所南館　2階　講堂
○参 加 者：20 人（狭山中学校区 8 人、第三中学校区 6 人、南中学校区 6 人）

意見交換会開催後、当日の意見を整理した資料及び追加意見記入シートを参加者に郵送し、追加意見を募集しました。

○追加意見募集：令和 2 年2月 18 日～2 月 28 日

7 議員全員協議会

基本構想素案及び基本計画素案について説明（情報提供）を行い、市議会から意見等をいただきました。

○実 施 時 期：令和 2 年 12 月 22 日、令和 3 年 1 月 29 日
○場　　所：市役所議場
○意見等件数：196 件

8 パブリックコメントの実施

基本構想案及び基本計画案を市内公共施設やホームページで公表し、市民から意見等をいただきました。

○実 施 時 期：令和 3 年 1 月 12 日～令和 3 年 2 月 1 日
○意見等件数：5 名（15 件）

計画策定の経過

	市民参画の取組み	(庁内体制)大阪狭山市総合計画策定委員会等
平成30年　5月		第1回策定委員会
7月	第1回まちづくり市民会議	
8月	第２回まちづくり市民会議	
9月	第３回まちづくり市民会議	
11月	第４回まちづくり市民会議 第５回まちづくり市民会議	
12月	第６回まちづくり市民会議 団体アンケート調査の実施 小学生アンケート調査の実施	
平成31年　1月	第７回まちづくり市民会議	
2月	第８回まちづくり市民会議	
4月		第２回策定委員会
令和元年　5月	市民意識調査の実施	第１回策定プロジェクトチーム会議
6月	中学生アンケート調査の実施	第２回策定プロジェクトチーム会議
7月	高校生ワークショップの実施	第３回策定プロジェクトチーム会議
8月		第３回策定委員会
10月		第４回策定プロジェクトチーム会議
11月		第５回策定プロジェクトチーム会議 第４回策定委員会
12月		第５回策定委員会
令和２年　1月		第６回策定委員会
2月	意見交換会の実施	第７回策定委員会
3月		第８回策定委員会
4月		第９回策定委員会
7月		
8月		
9月		第10回策定委員会
10月		
11月		
12月		
令和３年　1月	パブリックコメントの実施	
2月		第11回策定委員会
3月		市議会において第五次総合計画基本構想案及び基本計画案を議決

審議会への諮問

大　狭　企　第　３２号
令和２年(2020年)7月21日

大阪狭山市総合計画審議会　会長　様

大阪狭山市長　古川　照人

第五次大阪狭山市総合計画の策定について（諮問）

第五次大阪狭山市総合計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

審議会からの答申

令和３年(2021年)１月６日

大阪狭山市長 古 川 照 人 様

大阪狭山市総合計画審議会
会 長 上 甫 木 昭 春

第五次大阪狭山市総合計画について（答申）

令和2年(2020年)7月21日付け大狭企第32号で諮問された第五次大阪狭山市総合計画の策定につきまして、大阪狭山市総合計画審議会において慎重に審議いたしました結果、別添のとおり答申いたします。

なお、この答申を十分に尊重して計画を策定されますとともに、計画策定後は、その計画の実現に向けてご努力されますよう要望いたします。

審 議 経 過

	日 付	審議等の内容
第１回審議会	令和２年７月21日	●第五次大阪狭山市総合計画策定方針について ●第五次大阪狭山市総合計画策定のこれまでの取組みについて ●第五次大阪狭山市総合計画策定スケジュール（令和2年度）案について ●第五次大阪狭山市総合計画基本構想（素案）について
第２回審議会	令和２年８月17日	●第五次大阪狭山市総合計画基本構想（素案）について ●第五次大阪狭山市総合計画基本計画（素案）序章、第１章、第２章について
第３回審議会	令和２年９月25日	●第五次大阪狭山市総合計画基本計画（素案）第３章～第６章について
第４回審議会	令和２年10月20日	●第五次大阪狭山市総合計画基本構想・基本計画（素案）として諮問された事項に対する委員の意見と審議会としての方向性（案）について ●各中学校区のまちづくりの方向性（素案）について
第５回審議会	令和２年11月24日	●審議会としての方向性（案）について ●重点施策（第2期大阪狭山市総合戦略（素案））について
第６回審議会	令和２年12月19日	●第五次大阪狭山市総合計画（素案）について・答申案（総括）
答 申	令和３年１月６日	第五次大阪狭山市総合計画（案）の答申

審議会委員

区分	委員名	役職・職業等
学識経験者	○　小野　達也	桃山学院大学　社会学部　社会福祉学科　教授
	◎　上甫木　昭春	大阪府立大学　名誉教授
	久才　知洋	大阪府　政策企画部　企画室　計画課　課長補佐
	地下　まゆみ	大阪大谷大学　教育学部　教育学科　准教授
	久　隆浩	近畿大学　総合社会学部　環境・まちづくり系専攻　教授
	溝手　真理	帝塚山学院大学　人間科学部　教授
関係団体代表者	吾妻　孝	特定非営利活動法人南中学校区円卓会議代表
	上田　幸男	大阪狭山市農業委員会代表
	内山　聡	PTA代表
	大西　圭介	狭山中学校区まちづくり円卓会議代表
	菊屋　英一	大阪狭山市地区長会代表
	鈴木　勝利	勤労者代表
	田中　哲夫	第三中学校区まちづくり円卓会議代表
	中嶋　芳彦	大阪狭山市商工会代表
	宮下　治晃	大阪狭山市社会福祉協議会代表
	渡邊　泰広	金融機関代表
一般市民	小松　茂美	公募市民
	時本　茂	公募市民
	中川　万喜子	公募市民
	福田　弘子	公募市民

委員・20名（敬称略／区分ごとに五十音順）
◎は会長　○は副会長

審議会条例

大阪狭山市総合計画審議会条例

昭和55年4月1日
条例第3号

改正　昭和57年12月29日条例第14号
昭和62年9月30日条例第58号
平成11年9月28日条例第13号
平成11年12月22日条例第22号
平成28年12月21日条例第26号
令和元年10月25日条例第17号

（設置）
第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大阪狭山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、大阪狭山市総合計画に関する事項について調査及び審議する。
（組織）
第3条　審議会は、委員22人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
（1）学識経験のある者
（2）関係団体代表者
（3）一般市民
（任期）
第4条　委員は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときは、退任するものとする。
2　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5条　審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第6条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第7条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
2　部会は、会長が指名する委員で組織する。
3　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
4　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
（庶務）
第8条　審議会の庶務は、政策推進部において処理する。
（委任）
第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

策定委員会委員

令和２年４月１日現在

役　職	委　員　名
副市長(委員長)	田中 副市長
副市長	堀井 副市長
教育長	竹谷 教育長
政策推進部長	田中 部長
総務部長	三井 部長
健康福祉部長	山本 部長
都市整備部長	楠 部長
市民生活部長	山田 部長
防災・防犯推進室長	谷 室長
出納室長	山本 室長
議会事務局長	伊東 局長
総合行政委員会事務局長	田中 局長
教育部長	山﨑 部長
こども政策部長	松本 部長
消防長	白水 消防長
上下水道部長	能勢 部長
その他委員長が必要と認める者	武下 理事

※副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

プロジェクトチームメンバー

区 分	氏 名
①教育・文化	【班長】 教育部 谷次長(～令和元年８月) 【班長】 教育総務グループ 北野課長(令和元年９月～) 教育総務グループ 中村主査 社会教育・スポーツ振興グループ 里村主査 子育て支援グループ 橋本課長補佐 保育・教育グループ 仲谷主任
②都市基盤	【班長】 都市整備部 古川次長 公園緑地グループ 林部課長補佐 防災・防犯推進室 須貝室次長補佐 都市計画グループ 内見主任 経営企画グループ 岸本主査
③保健・福祉・医療	【班長】 健康福祉部 山本次長 高齢介護グループ 尾阪主任 保険年金グループ 渡辺主査 生活援護グループ 西尾課長補佐 健康推進グループ 池森参事
④生活環境・産業	【班長】 市民生活部 古頃次長 都市計画グループ 嶋田課長補佐 生活環境グループ 森口参事 農政商工グループ 垣内課長補佐 消防本部総務グループ 中村課長補佐
⑤コミュニティ・行財政	【班長】 財政グループ 高井課長 人事グループ 髙橋課長補佐 財政グループ 牧主査 市民窓口グループ 菊池主査 市民協働推進グループ 山田主任

市民意識調査結果の概要

市民意識調査結果のうち、「住みよさの評価」及び「定住意向」については基本構想第2章第３節に掲載していますが、そのほかの特徴的な点は次のようなものです。

◇大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野としては、「福祉医療制度の充実」が 36.1%で最も多く、「高齢者が元気に活動できるまちづくり」が 33.2%、「徒歩や自転車で移動しやすい道路整備」が 31.5%で続いている。

◇安定した雇用を創出する（仕事をつくり、安心して働けるようにする）ために本市が力を入れるべきこととしては、「若者の就労を支援する」が 53.8%で最も多く、「女性の就労や起業を支援する」が 34.8%、「地域を担う中核企業を支援する」が 29.3%で続いている。

大阪狭山市をずっと住み続けたいと思うまちにするために力を入れるべき分野

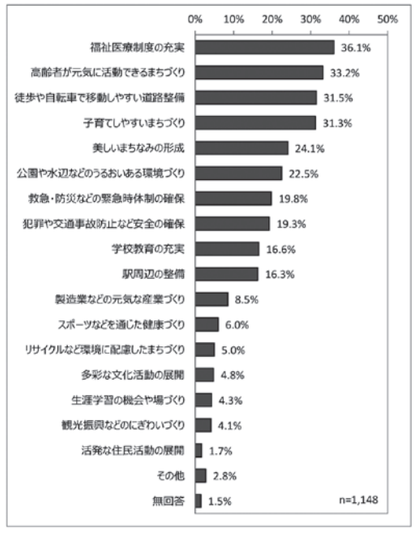

資料：第五次大阪狭山市総合計画の策定に関する市民意識調査

安定した雇用を創出するために力を入れるべきこと

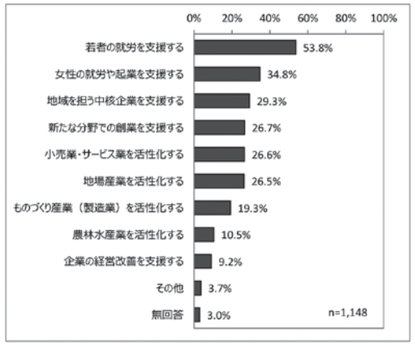

資料：「同前」

◇大阪狭山市への新しいひとの流れをつくる（新たにひとを呼び込む）ために本市が力を入れるべきこととしては、「空き家等を有効活用し、ひとが集まる魅力的な拠点を作る」が 41.0%で最も多く、「市内鉄道駅周辺の機能を充実する」が 38.2%、「大阪狭山市への移住希望者への支援体制を整備する」が 35.2%で続いている。

大阪狭山市への新しいひとの流れをつくるために力を入れるべきこと

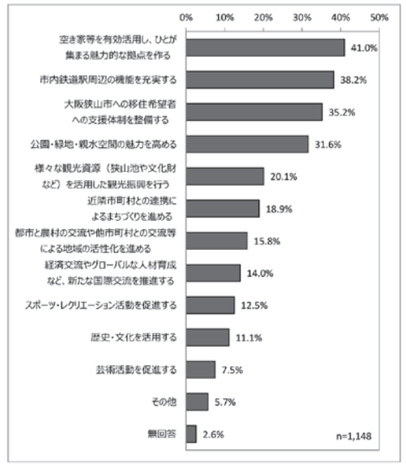

資料：「同前」

◇若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために本市が力を入れるべきこととしては、「地域における子育て環境の充実を図る」が 40.3%で最も多く、「幼児期・小学校・中学校における質の高い教育環境の整備を進める」が 38.9%、「病児・病後児保育、一時・休日保育などの整備を進める」が 38.4%で続いている。

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるために力を入れるべきこと

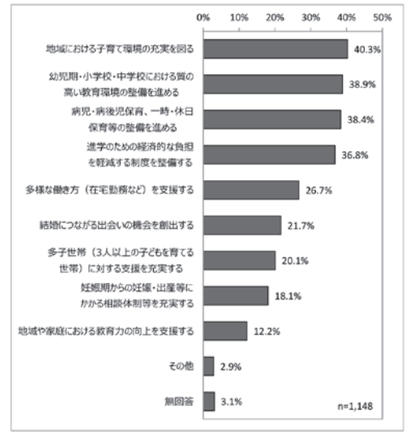

資料：「同前」

◇くらしの安全・安心を守るために本市が力を入れるべきこととしては、「地域における医療体制の充実を図る」が 55.7%で最も多く、「防犯・交通安全対策を推進する」が 49.0%、「電車やバスなどの公共交通機能を充実する」が 37.7%で続いている。

くらしの安全・安心を守るために
力を入れるべきこと

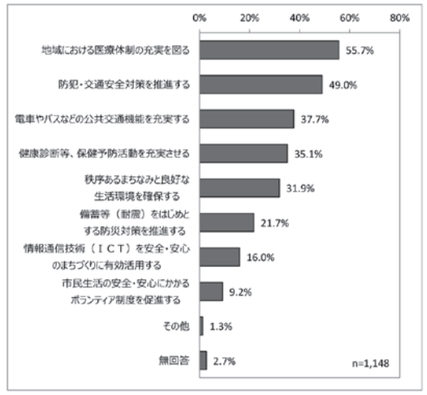

資料：「同前」

基本計画とSDGsの関連

■SDGsの17のゴール

目　標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組みは重要です。
5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組みといえます。
6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目　標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさも守ろう	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	17. パートナーシップで、目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

■総合計画の施策とSDGsの17のゴール

【施策の大綱】	【施策】	【SDGsの17のゴール】																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1. 子どもや若者の未来が輝くまちづくり	1. 安心して子育てができる環境づくり			●	●							●					●	
	2. 生きる力を伸ばす教育環境づくり		●		●	●					●	●					●	
	3. 子どもや若者の健全育成				●				●			●					●	
2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり	4. 地域福祉の推進			●								●		●				
	5. 健康づくりや医療体制の充実		●	●								●						
	6. 高齢者が安心して暮らせる地域づくり			●								●						
	7. 障がいがある人の自立と社会参加の促進			●	●				●		●	●						
	8. 社会保障制度の安定的な運営	●		●								●						
3. 自然と調和した活力のある快適なまちづくり	9. 快適で魅力ある都市空間の形成						●			●		●				●		
	10. 便利で快適な道路交通環境の形成							●		●		●						
	11. 水とみどり豊かなうるおいのある環境づくり				●							●				●		
	12. 地域から始める地球にやさしい環境づくり						●	●		●		●	●	●	●			
	13. 産業の振興によるにぎわいの創出	●							●	●	●	●	●			●		
4. 豊かな心と文化を育むまちづくり	14. 生涯学べる環境づくり			●	●							●						
	15. 市民文化・歴史文化の振興				●													
	16. 互いに人権を尊重する共生社会づくり				●	●					●						●	
5. 安全で安心できるまちづくり	17. 防災・防犯対策の強化											●		●				
	18. 消防・救急体制の強化			●								●						
	19. 安心できる消費生活の支援											●	●					
6. 施策の推進に向けて	20. 市民とともにつくる参画と協働のまちづくり																	●
	21. 情報共有と発信の充実											●					●	
	22. 持続可能な行財政運営					●						●					●	

用語解説

用　語	掲載ページ	解　説
あ行		
●RPA	96,97	Robotics Process Automationの略称。システム上におけるロボットによる業務自動化のこと。
●IoT	11,25,64,65	Internet of Thingsの略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う。
●ICT	11,25,46,97	Information and Communication Technologyの略称。情報・通信に関する技術の総称。
●**アセットマネジメント**	65	広義には、投資用資産の管理を実際の所有者・投資家に代行して行う業務。公共施設においては、施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行う。
●**安全安心推進リーダー**	85	「安全安心スクール」で、すべてのプログラムを受講すると「安全安心推進リーダー認定証」が交付される。
●**いきいき百歳体操**	57	地域に住む高齢者の誰もが参加できる介護予防体操。主に自治会や老人クラブなどで実施されている。
●**ウォーカブル**	30	人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」。本市も、国土交通省の「まちなかウォーカブル推進プログラム」に賛同し、歩きたくなる空間形成をめざす。
●AI	11,64,65,66,67,96,97	Artificial Intelligenceの略称。人工知能。
●**エコ農産物**	73	農薬や化学肥料の使用量を基準（慣行栽培の５割）以下に削減して栽培された農産物で、生産計画とともに届出を行い、行政に認証されたものをいう。大阪府では、指導員が農家への技術指導や農産物の認証事務を行っている。
●SNS	25,89,94,95	Social Networking Serviceの略称。インターネット上において、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。
●SDGs	10,25,39,40	Sustainable Development Goalsの略称。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」のこと。
●NPO	70,71	Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
●LGBT	24	レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感をもつ人のこと。

用　語	掲載ページ	解　説
●**大阪広域水道企業団**	64,65	水道用水供給事業、水道事業、工業用水道事業を行う、大阪府内の42市町村が共同で設立した特別地方公共団体。
●**大阪狭山ブランド**	73,74	大阪狭山の魅力発信、都市イメージの発信・向上に大きく寄与できるものとして、本市商工会に設置された「大阪狭山ブランド認定委員会」が認定した地域資源を活用した商品・サービスなどをいう。
●**温室効果ガス**	71	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスの総称。石炭、石油などの使用量の増大に伴い、温室効果ガスの大気中の濃度は増加している。
か行		
●**上初湯川ふれあいの家**	49	和歌山県日高郡日高川町にある野外活動施設。小学校跡を改築・整備した施設で、平成14年（2002年）に本市と友好都市である当時の和歌山県日高郡美山村が住民相互の交流を一層深めるため、大阪狭山市の市民及び各種団体が優先利用できることを目的として、上初湯川ふれあいの家の利用に関する協議書を締結している。
●**環境教育**	69	人間と地球環境とのかかわりについて理解を深め、環境の回復、創造に向けた知識や関心を高める教育。
●**基幹相談支援センター**	59	障がいがある人やその家族の最初の相談窓口となるほか、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行う、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。
●**救急安心センターおおさか**	87	救急車を呼んでもいいか迷ったとき、24時間365日、看護師や相談員が医師の支援体制のもと、病気やけがの緊急性を判断し、救急車の要請、応急手当の指示、適切な救急病院の案内を行う機関のこと。
●**ゲートキーパー**	55	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられている。
●**健康寿命**	54	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。
●**交通モビリティ**	66,67	地域や個人における移動手段。
●**コミュニティ・スクール**	47	学校運営協議会制度による学校と保護者や地域住民がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
さ行		
●**再生可能エネルギー**	25,71	自然環境の中で、繰り返し取り出すことができるエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光のほかに、太陽熱、地熱、水力や風力などがある。
●**市街化区域**	21,65	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
●**市街化調整区域**	21,65	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。無秩序な市街地の拡大を防止し、農地や自然環境を保全していくことを目的とする。

用　　語	掲載ページ	解　　説
●シティプロモーション	94	地方公共団体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。地域のイメージ向上やブランドの確立をめざし、移住促進や地域経済の活性化などを目的とした取組み。
●シビックプライド	94	都市に対する市民の誇りをさす呼称。
●市民活動支援センター	13,77,93	市民と行政との協働によるまちづくりの推進を図る拠点。その運営を市民団体に委託し、市民活動に関する情報提供、調査研究やボランティア及び市民活動団体の支援につながる各種事業などを展開している。
●循環型節水社会	64	限りある水資源を有効に利用するとともに、持続可能な形で循環させながら利用していくことで環境への負荷を低減することを目的として、節水・雨水利用など、水利用が合理化された社会のこと。
●ショートステイ	59	自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴・排泄・食事等の必要な介護を受けてもらうこと。
●初期救急医療	54,55	住民に身近な地域の救急告示病院やその他の病院等の医療機関が、症状が比較的軽症で、入院治療の必要がない患者の受け入れを行うこと。南河内南部広域小児急病診療体制による夜間急病診療（輪番による指定病院、365日毎夜）や休日急病診療（富田林病院）がその例として挙げられる。
●新型コロナウイルス感染症	10,11,12,54,73	世界規模で拡大している感染症で、ウイルス性の風邪の一種。正式名称は、世界保健機関（WHO）により「COVID-19（coronavirus disease 2019）」という。
●Society5.0	40	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）とを高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる、人間中心の社会（Society）。
た 行		
●男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」	80	男女共同参画社会を実現するための拠点。男女共同参画に関する情報提供や学習の場として、図書や雑誌、パンフレットなどの資料を設置し、また、さまざまなテーマの講座・学習会などを開催している。
●地域学校協働活動	47,49	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関などの幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。
●地域学校協働本部	47	幅広い層の地域住民、団体などが参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。コーディネート機能、多様な活動、継続的な活動、の三つの要素が重要とされている。
●地域活動支援センター	59	障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。
●地域共生社会	52	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

用　　語	掲載ページ	解　　説
●地域就労支援センター	72	若年者や中高年齢者、障がい者、ひとり親家庭の母など、就職に向けた支援が必要な人を対象に、就労相談や就労体験、講座など、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供し、自立・就労を支援する拠点。
●地域ビジョン	9	「大阪狭山市まちづくり円卓会議条例」第8条に規定する「校区の将来像及びそれを達成するための事業計画」。
●地域包括ケアシステム	56,57	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。
●地域包括支援センター	57	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険や福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネージャーなどの専門スタッフが総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの支援を行う機関。
●地域防災リーダー	84	地域の防災分野で活躍する人材を育成する目的で創設した「防災士資格取得補助制度」を利用して、防災士資格を取得した人のこと。
●地域防犯ステーション	85	金剛駅西口地域防犯ステーションは、金剛駅前周辺の防犯拠点として市が設置した施設であり、市民ボランティア団体に土日祝日や年末年始を含めて年365日の常駐業務などの運営を委託している。 また、すべての小学校区に設置されている地域防犯ステーションは、小学校の余裕教室等を活用した防犯拠点のことで、各校区の住民（自治会、青少年指導員、PTAなど）で構成された運営委員会により、学校と地域の安全の両方を守る取組みが行われている。
●地区福祉委員会	53	地域内の「福祉のまちづくり」の推進を目標に、自治会や老人クラブなどの各種団体や関係機関の代表、民生委員・児童委員などで構成された社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区単位で結成されている委員会。
●テレワーク	11,73	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語である。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがあげられる。
な 行		
●内部統制システム	97	事務手続きを可視化し、モニタリングする一連の流れ。
●「楠公さん」大河ドラマ誘致協議会	72	「楠公さん」ゆかりの地などが自治体連携を行いながら、交流人口の増加や産業振興、観光振興、文化財の活用などと連動した地域の活性化を図るため、大河ドラマの誘致を行うことを目的としている。
●ニート	48,49	Not in Education,Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略称。国では若年無業者のことをいい、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」と定義している。
●西高野街道観光キャンペーン協議会	72	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことを契機に、西高野街道を中心とする地域の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ体制の充実と観光客の誘致を促進することを目的としている。

用　　語	掲載ページ	解　　説
●2025年問題	52	団塊の世代が全て75歳以上となることで起こると予測されるさまざまな問題。高齢者人口の急激な増加や、疾病構造の変化に伴う支え手となる現役世代への負担の増加、要介護・要支援認定者や認知症患者などの支援を必要とする人の増加など、多くの問題が指摘されている。
●認知症サポーター	57	認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で見守り活動をする応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講することで認知症サポーターに認定される。
●認定子育てサポーター	45	市の独自施策で、子育てや保育経験のある市民を対象に、養成講座を実施し、修了者をサポーターとして認定するもの。
●農地中間管理機構	72	高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。都道府県に1つずつ設置され、農地の集約化や耕作放棄地の解消の推進などの役割を担う。
は 行		
●パークマネジメント	69	行政、民間事業者、市民などが連携し、情報発信や空間の活用を企画・運営することで、公園の利用促進を図る取組み。
●8050問題	60	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子を80代前後の親が養っている状態をさす。
●華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会	72	NHK大河ドラマ「太平記」の放映を契機に、南河内を中心とする大阪の観光魅力のPRを行うとともに、観光客の受け入れ態勢の充実と観光客の誘致を促進することを目的として、平成２年12月に設立された。現在は、南河内観光PRキャラバン事業やみなみかわち歴史ウォーク事業などを通じ、南河内の観光魅力を広くPRしている。
●パブリックコメント	95	計画や条例などの策定や変更をするときに、その内容を案の段階で市民に公表し、その案に対して寄せられた意見や提案、要望などを考慮しながら、最終的な意思決定を行う制度。
●ハローワーク	60,72,73	民間の職業紹介事業などでは就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。
●パンデミック	11	感染症や伝染病が世界的に大流行する状態。
●ビッグデータ	64	大量、高速、多様性があるデータ。ツールで分析することにより、人力では出すことが困難な分析結果を得ることができる。
●避難行動要支援者	53,85	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする人。
●５Ｇ	11	5th Generation（第5世代移動通信システム）の略称。次世代無線通信規格。

用　　語	掲載ページ	解　　説
●ふるさといきいきカード	95	市民が市政への提案・要望・意見を市へ送る問い合わせフォームのこと。
●北条五代観光推進協議会	72	北条氏にゆかりのある行政及び観光協会が連携し、北条氏のさまざまな偉業や魅力を活用した観光事業を展開することにより、北条氏ゆかりの地として歴史や文化を広く全国に紹介し、地域の活性化を図ることを目的としている。
ま 行		
●マイナポイント	96	個人番号カード（マイナンバーカード）や電子決済の普及を目的に総務省が実施する消費活性化政策、ポイントプログラムの呼称。
●まちづくり円卓会議	9,13,92,93	中学校区単位の市民、自治会（地区会）や住宅会、市民活動団体、NPO、民間事業者などが協働し、各中学校区（地域）の課題解決のための事業を自ら考え、実践するまちづくり制度。
や 行		
●ユニバーサルデザイン	53	障がい者や高齢者、外国人、男女などそれぞれの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいようにまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方。
ら 行		
●ライフステージ	76	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
わ 行		
●ワーク・ライフ・バランス	12,80,81	「仕事」と、育児や介護、趣味や学習、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる考え方。

市民憲章

わたくしたちの狭山は、金剛、葛城をあおぎ、
水豊かな狭山池の美しい自然と
古い歴史に恵まれたのびゆくまちです。
わたくしたちは、このまちに住むことに誇りをもって、
よりよいまちを築くために、
みんなの願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたちは
一. 思いやりの芽を育て、明るく楽しいまちをつくりましょう。
一. 自然を愛し、美しく住みよいまちをつくりましょう。
一. 健康で働くよろこびをもち、心豊かなまちをつくりましょう。
一. 教養を高め、知性に満ちた文化のまちをつくりましょう。
一. 幸せを願い、夢と希望のあるまちをつくりましょう。

市　歌

作詞:中井明子　補作・作曲:早野柳三郎

一. 金剛山の山なみを
水面にうつす狭山池
古よりも栄えきて
水鳥泳ぐ永遠の
希望にもえる平和都市
大阪狭山市　栄えあれ

二. 松のみどりの美しく
学園都市の誇りあれ
すべての人よ学べとて
手をたずさえて伸びてゆく
未来を担う文化都市
大阪狭山市　誇りあれ

三. 春は桜の花影や
田の面につばめゆきかいて
心をつなぐ人の和に
わがふるさとのあたたかき
光にみちた愛の街
大阪狭山市　望みあれ